

地域福祉委員会

※写真撮影のためマスクを外しています



地域福祉委員会では、本年度の所管事務調査事項として、「フレイル予防について」、「コミュニティソーシャルワーカーについて」、「子どもの居場所づくりについて」を選定し、調査研究を行いました。その中から、「コミュニティソーシャルワーカーについて」の調査過程を詳しくお伝えします。

コミュニティソーシャルワーカーについて

【選定した理由】

本市でも、急速な高齢化と人口減少などに伴い、社会からの孤立や複合的な問題を抱える人が増加しています。このような状況の中、子どもから高齢者、障がいをお持ちの方など、家族支援も含めると福祉課題も多様化・複雑化しており、支援につながらず困っている人や、既存の法制度や福祉サービスだけでは支援や解決が困難な人が増えています。

このような課題に対して、現時点では法令などにより定義されている職種ではなく、地方公共団体によって名称や業務内容などは異なりますが、地域を基盤として活動し、地域の社会資源などを活用して、個別支援などを組み立てる専門職のコミュニティソーシャルワーカーを増やすことが、本市には必要であることから、所管事務調査事項に選定しました。

【本市の現状】

本市では現在、第2期鈴鹿市地域福祉計画と第9次鈴鹿市高齢者福祉計画に沿って、生活困窮者を含むあらゆる相談に対応する相談支援包括化推進員と基幹型地域包括支援センターが鈴鹿市社会福祉協議会に設置されています。介護保険計画では、鈴鹿市全体を第1層、8カ所ある地域包括支援センターを第2層、身近な生活地域を第3層として地域福祉の体制ができておらず、第1層の生活支援コーディネーターが鈴鹿市社会福祉協議会に配置されるなど、それぞれの分野の専門職がコミュニティソーシャルワーカーの役割を担いながら支援を行っています。

今後、包括的支援体制の整備を検討していく上では、多様な支援を総合的にコーディネートするために、コミュニティソーシャルワーカーの役割を担う人員の拡充が必要と考えられています。そのため、他市の配置状況などを確認し、本市においても、コミュニティソーシャルワーカーの役割を担う人員の配置基準、人数、配置時期などについて、鈴鹿市社会福祉協議会と協議して調整が進められています。

コミュニティソーシャルワーカーとは?

コミュニティソーシャルワーカーは、地域の方々と一緒に、そこに暮らす誰もが「孤立」することのないよう、地域で支える仕組みづくりを進める役割の人をいい、その役割は3点あります。

第1は個別支援として、関係機関と支援を必要とする家庭に訪問を行うアウトリーチ支援、就労を援助する就労支援、個人の状況に応じて生活を支える生活支援があります。

第2は地域支援として、地域人材や地域づくり協議会などの団体と連携して、地域活動への支援などを行うことです。

第3は仕組みづくりで、個別支援や地域支援が効率よく行われるよう、関係機関と連携して新たな活動の開発や地域活動を推進するためのネットワークづくりに取り組むことです。

